

第2回流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 平成30年5月14日（月）午前9時30分～11時45分
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 302会議室
- 3 出席委員 井原委員、吉永委員、秋山委員、今村委員、森委員、
山中委員、上平委員、和田委員、坂井委員
- 4 欠席委員 国府田委員
- 5 傍聴人 1名
- 6 事務局 樋口コミュニティ課長、蓮見課長補佐、中橋課長補佐、
川名係長、内田主事、香月主事
- 7 事業担当課 企画政策課（須郷次長、伊藤主任主査、小貫主事）
財政調整課（高崎課長、福吉課長補佐、岩井主査、淀江主事）
環境政策課（染谷次長、伊原課長補佐、遠藤係長、宮田係長）

8 議題

- (1) 平成29年度市民参加条例対象事業の評価（ヒアリング）について
 - ア 流山市市民投票条例素案（企画政策課）
 - イ 流山市健全財政維持条例素案（財政調整課）
 - ウ 生物多様性ながれやま戦略（環境政策課）
 - エ 流山市路上喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部改正する条例（案）（環境政策課）
 - オ 流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（環境政策課）
 - カ 市の鳥の制定（環境政策課）
- (2) その他

9 協議内容

事務局

おはようございます。

平成29年度終了事業のヒアリングということで、3課6事業を予定している。各担当課には、まず事業概要説明を3分程度でお願いしており、その後、委

員からの質疑ということをお願いしたい。

事務局

流山市〇〇〇〇氏より本委員会を傍聴したい旨の申し出があった。

本委員会は、「流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針」第9条に基づき、会議は公開となっていることから、傍聴を許可いただけるか伺いたい。

委員長

傍聴を許可する。

それでは、市民参加推進委員会の出欠報告をする。10名中9名で定足数に達しているため、会議は成立している。

配布資料と進行について事務局から説明をお願いします。

事務局

資料は、各委員から事前に質問いただいたものと回答を取りまとめたものと評価シートをお配りしている。

概ね1事業20分程度を予定し、担当課が概要説明をした後、質疑応答の時間とする。タイムキーパーは、事務局で行い、紙ベースで委員長に向けてお知らせする。評価シートの提出期限については後ほど説明する。

委員長

それでは企画政策課「流山市市民投票条例素案」のヒアリングから始める。

本日は、4月23日に市長からの諮問を受け、本委員会として、当該事業が市民参加条例に基づき、パブリックコメントや意見交換会等の市民参加の方法が実施されているか、その方法が妥当であったか等、条例の運用状況を評価するため、担当課のヒアリングを実施することにした。

まず、担当課から概要説明をお願いします。

ア 流山市市民投票条例素案（企画政策課） （須郷次長より事業概要説明）

委員長

それでは、質疑に入りたいと思う。ご意見のある委員どうぞ。

A委員

無作為抽出型市民会議は大変画期的というか、良い方法だと思う。無作為となると、対象者がばらばらになると思うが、市民投票条例のような場合は、性別、年齢、地域というのはバランス良く考えて意見を聞く必要があるが、配慮した点はあるか。

市（企画政策課）

年代と性別は抽選の段階で配慮している。

委員長

普通、無作為抽出だったら年代と性別の配慮はしないと思うが。

市（企画政策課）

抽出の時はしていないが、応募された後の抽選の段階で配慮している。

市（企画政策課）

通常は無作為抽出の段階ではしていない。そうすると一般的には人口構成に似てくるものとなるはずである。

委員長

通常は偏らないはずだ。アットランダムなので通常は偏らない。その結果、たまたま、宝くじのように、ある世代がたくさんになれば調整することもあるかもしれないが、基本的には偏らないはずだ。

A委員

結果的にバランスが取れていれば良い。

結果の資料を作っているようだが、公開しているのか。

市（企画政策課）

市のホームページで公開している。

A委員

お願いであるが、簡易版のチラシ（資料）を作ったというが、応募された方に配ったのか。

市（企画政策課）

そのとおり。

A委員

簡易版のフローチャートとチラシ（資料）があるようだが、後で欲しい。

市（企画政策課）

はい。

B委員

事前に質問させていただいたが、パブリックコメントに意見を提出した人数が7名いて、担当課として多いと判断しているが、何名以上を多いとして判断したのか。

市（企画政策課）

特に数字は設けていない。今回、市民参加の手続を段階的に進めていった中で、取り組んだものがパブリックコメントであったが、多く意見を提出してもらったと感じている。

B委員

多いという言葉を使う以上は、何らかの基準があると思うが、みなさんどういう風に思っているのかと考えている。1名だと、決して多いとは言えないと思うのでこういう質問をした。

市（企画政策課）

複数名いただいた場合のことである。

B委員

事前に何名意見を提出して欲しいとか、担当課の中で話したことはあるか。難しいかもしれないが、過去の事例等はあるのか。

市（企画政策課）

同じような条例を作った他の自治体については、1ケタの件数のところもあるが、投票条例に外国人を入れるかどうかということに対して、奈良県のある市では1000件以上の意見をいただいているところもある。我々は、今回7名23件ということで、多くの意見をいただいたと思っている。

C委員

市民会議を開いて市民参加をするという形で意見を聴くものと、委員を公募して審議会を作り意見を聴くという形で、テーマの位置づけはあるか。

今までの審議会に当てはまらないようなものについて、市民会議で聴くテーマとして相応しいと思うものはあるか。審議会を使う場合との棲み分けはあるか。

市（企画政策課）

まず、今回の市民投票条例に対し意見を聴こうとした時、既存の審議会がなかったことがあげられる。

また、今回の場合、政策提案として見識のある方から意見をいただいていたので、市民投票というものが幅広くみなさんに該当する事案なので、もう少し多様な世代や年代の方から広く意見をいただくという点で開催したものである。

C委員

今後も既存の委員会等に当てはまらないものや、テーマの場合は、市民会議をやるのか。

市（企画政策課）

各部局の判断になると思う。我々としては、次期総合計画の策定にあたって無作為抽出での市民参加を計画しているところである。

D委員

今回やってみて改善策はあるか。

市（企画政策課）

実際どういう方が来るか、蓋を開けないとわからない部分があったが、第1回の会議で、みなさんに自己紹介してもらったところ、志の高い方が多いことがわかった。

今回、市民会議のみなさんには、条例の叩き台作りをお願いしたが、事前の資料作りには大変苦慮した。会議資料については、前の会議の際に資料を配り、持ち帰って勉強してもらおうという形を取った。

また、挙手して発言することに慣れない方もいることから、まずグループで話し合いをし、それから発言してもらおうという形をとった。普通の審議会のように挙手して意見を述べるスタイルにすると、意見を述べられない人も出るのでは

ないかと思った。そうしたこともあったかもしれないが、雰囲気は良かったと感じている。

E委員

パブリックコメントについてだが、広報ながれやまには普通1回しか載らないが、今回は3回掲載されていたのは非常に良かった。意見提出期間も34日間だったのでそれも良かった。

無作為抽出をやった時に1500人抽出し、その中から103名の応募があったというのは、非常に多いと私は思う。また、応募が多かったので、予定していた委員の規定数より委員を増やしたのは良かった。今回初めての試みということであったが、もし2回目をやることがあれば、同じ抽出の仕方で良いと思うのか、また市としてどういう部分を他の課に広げた方が良いと思うか。

市（企画政策課）

今回、市民投票条例ということで無作為抽出を実施したが、これは画一的にやるものではない。できるだけ多くの意見をいただくという視点に立って検討する必要がある。

A委員

そもそも政策提案があったということだが、関心を持つ市民が多かったということだと思う。無作為抽出も良いが、今回応募したにも関わらず抽選からもれてしまった人がいたはずなので、そうした方へ配慮すべきだったのではないか。参加できなかった人でも、会議の中で自由に意見を言いたい人もいたはずだ。

副委員長

この市民会議は傍聴できたのか。

市（企画政策課）

傍聴できた。

副委員長

誰でも傍聴できたのか。

市（企画政策課）

そのとおり。

A委員

市民投票条例そのものは、政策提案があったからという受け身から始まったものなのか。それとも市としてやりたいと思っていたのか。

市（企画政策課）

自治基本条例第17条に規定されているものなので、自治基本条例制定後、市としては継続的に進めていたものである。

A委員

必ずしも影響されて策定したものではないということか。

市（企画政策課）

そのとおり。

委員長

そろそろ時間なので、ここで終わりにしたい。以上、ありがとうございました。次の財政調整課「流山市健全財政維持条例素案」に進む。

イ 流山市健全財政維持条例素案（財政調整課） （高崎課長から事業概要説明）

委員長

それでは、質問ある方どうぞ。

A委員

市民参加の手法として、パブリックコメントと審議会を選んでいるが、本条例は専門的で知識がないと難しいため、パブリックコメントを募集する前に説明会や意見交換会等の機会があっても良かったのではないか。このテーマは専門性が高いため、自治体の財政破綻のようなことが起こらない限り、市民は興味を持たないかもしれない。だが、通常から市民は関心を持つべきであり、だからこそ今回の機会は（市の財政の方針を周知する手段としても）PR的に利用すべきだったのではないか。パブリックコメントを実施した際、工夫した点は何か。

市（財政調整課）

パブリックコメントは事前周知が大事であり、広報ながれやまへ通常1階のところ2回の掲載を行ったほか、期間も36日と増やした。他の手法については

今後検証したい。

B委員

パブリックコメント実施時の要約資料の文言がわかりにくいと感じた。いきなり「早期警戒基準」と書いてあるとわかりにくいので、このような専門的な用語を今わかりやすく伝えるのが重要だ。今回千葉県内で初めて作った条例として、流山市は財政運営に厳しく取り組んでいこうということであろうが、そういう重要なことを。この資料を読み込んで理解するのは難しいと思った。せっかくの機会なので、千葉県の先頭を走る意味でも、条例に対して意見を募集するばかりでなく、流山市が頑張っていることに対して意見を募っても良いと思った。だから、少し資料作りが勿体ないと思う。感想というか意見になってしまった。

A委員

この資料では、まだまだ難しい。漫画的な要素を入れるといった手法も良かったのではないか。財政のような話は、例えば100円の税収があった時は、こういう風に使いますといった、視覚的要素が必要だ。

できればこうしたテーマは、若い人に理解してもらいたい。中学、高校あたりに出前講座を行って、市としてPRしていただきたい。そうすると、市が危機的状況になった時に、彼らが大人になっていて、主体的に物事を見られるようになると思う。

市（財政調整課）

本条例は将来にわたる本市の財政の健全化のために市の基本理念を定めたものである。一方で、市民の皆様へ財政を身近に感じていただこうと、財政状況そのものについてなるべくわかりやすくという観点は、財政白書を作成している。今回の財政白書にもわかりやすくグラフを使って作成した。ご意見いただいたが、今後参考にして取り組みたい。

E委員

これについては同意見で、勿体ない。市民は資料をパッと見てこうだとか、だったら応援しようとか、自分にできることは何だろうと思うので、パッとみてわかるもの、わかりやすいものが必要である。細かいことはホームページに記載しているという形でも良いはずだ。スーパーのチラシのように取っ掛かりの資料が必要だった。そうすれば、多くの人に関心を持つし、意味がある。次回はそういう思考から攻めていただきたい。

D委員

私は、なかなかわかりやすい資料だと感じた。中学生にわかるくらいのもので、いわゆる学生版ができたなら良いのでは。中学生くらいから関心をもたれるよう、そのPTA、保護者を巻き込んで講演会等に出向いて、売り込みをする。若い人が流入している中で、自分達の意味で良い市を作ろうということになる。千葉県で最初というのは（全国的にも）最先端ということなので勿体ない。

E委員

若い人が増えているので、そこを攻める。

F委員

難しい割には、14件の意見提出があったようだが、担当課から声をかけているのか。

市（財政調整課）

それはしていない。

C委員

この流山市健全財政維持条例にあたり、他の自治体のサンプルをいくつか集めた。そのうちの半数は、例えば市民も行政に対して過剰なサービスを求めないようにする等、市民の役割、責務等について文言がある。市民の態度も重要であるということであるが、結局、今回の答申では抽象的な表現にして終わったが、今後は財政部としてアフターフォローしていくべきである。

E委員

財政調整課に限らない話であるが、実はこの後PTAの会議があるが、前回の会議中に他のお母さん達とパブリックコメントについて話し合った。やはり、まだ若いお母さん達には浸透していない。その時、パブリックコメントとはね、と話したばかりだった。つまり、何らかのきっかけが重要だと思う。関心がない訳ではなく、日常に浸透していないということである。市民も市政に協力するものということ思い出した。

委員長

市民参加は両輪である。市民の意識が変わることと職員の意識を変えることである。今までは、行政は隠すものであったが、今は公開するものになってき

ている。公開するものの先には、それを使って広報することがある。行政は自分達の実施していることを知っていただこうという姿勢に変わってきている。そういう意味で両輪である。おそらく、日本の自治体の中で流山市は財政的に安定している自治体であろうし、それを積極的に知らしめれば、定住とか、そうした戦略に今後繋がっていくことになるのでよろしくお願ひしたい。

以上、時間になったので終了する。次は、環境政策課「生物多様性ながれやま戦略について」に進む。

ウ 生物多様性ながれやま戦略（環境政策課） （遠藤係長より事業概要説明）

委員長

質問あれば、どうぞ。

G委員

今回の戦略は、50年計画になっているが、パブリックコメントで意見提出のあった1番年下の子で、小学生はいたか。というのは、50年というと、私達は生きていないかもしれないので、子どもたちに意見をもらった方が良いのではないかと思った。子どもたちは、森が無くなって行って大丈夫かなという意識がある。子どもはパッと見で判断するので、子どもたちの意見が採用されることを求めているのではなく、子どもがずっと住んでいきたいという気持ちが大事だと思う。パブリックコメントは、子どもでも出せるので意見提出はあったのかなと思った。

市（環境政策課）

お子様はいなかった。実際、お子様の意見を頂くのは重要であり、2年に一回フィールドを歩き、子どもたちと話す機会がある。またグリーンフェスティバルの中でも意見をもらっている。

G委員

そういう時に、パブリックコメントについて、何か簡単に理解できるようにすると良いと思う。

B委員

パブリックコメントの応募が2名だが、事前質問の回答にある妥当な件数の妥当の根拠はあるか。

もう一つの質問として、今回第1期から第2期の計画ということで、第1期からの変更や追加等があったのか。

市（環境政策課）

パブリックコメントの件数が妥当かどうかだが、考え方としては応募者数の目標は設定していなかった。ただ、パブリックコメントで意見を募集する際に、問題があった場合にそれに対して意見をいただくことが多いと感じている。直接的な利害関係が出てくると意見数は増える。一方で、今回のように身近な被害が多くないと判断できる場合は、この程度かなと予測していたということである。

市（環境政策課）

生物多様性に興味がある方というのは、多く意見をお持ちである。例えばそういった団体の方からは多くの意見を審議会の中でもらっている。そうでない方からも意見をもらうように努める必要があると思う。

B委員

身近な森や川で、そこに住む動物などに興味を持つと今回の事業についても関心が高くなるのではないか。

市（環境政策課）

これまでは部分的な戦略だったが、市野谷、利根運河以外に重点地域を増やした。新たな重点地域のお近くに住んでいる方からもご意見をいただいている。

また、初期段階で5年進めてきたが、今後どういった点を進めていくべきか今回の改正の中で議論いただいた。

B委員

議論の中で新たに加わった部分はあるか。

市（環境政策課）

ある。

B委員

なぜかという、第1期が2010年からスタートしているが、今回の位置付けや、第1期への反省点がわからなかった。第1期と比べて加わったことがわからない。

A委員

財政調整課のヒアリングの時にも言ったが、一般市民には直接関係無いというか、普段は関心が無いことだが、こういう問題は教育的見地から若い人に関心を持ってもらい、自分が住んでいる里山とか故郷がどうなっているか、方向付けが必要だと思う。事前質問に対する回答の中で、利害関係が無い（小中学生等）場合は、直接的な意見をもらえないという風にあるが、生物多様性ながれやま戦略のように50年という長期的なことに対しては、学校に行って説明をしたりすべきだ。学校も授業時間が確保できない等制約があるとは思いますが、例えば市でやっていることをパッケージにして説明する機会を作ってもらいたい。そうしないと、世代によって差が出てきてしまう。

D委員

5年毎に見直しがあるようだが、その時にはパブリックコメントを実施しますなど、パブリックコメントについて案内もしておけば、市政への参加が段々に広まる。小学生が行く場所にあるのはとても良いと思った。

委員長

時間なので、次に進みたい。

続いて、「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例の一部改正する条例（案）」について事業概要説明をお願いしたい。

エ 流山市路上喫煙防止及びまちをきれいにする条例の一部改正する条例（案）（環境政策課）

（宮田係長から事業概要説明）

委員長

意見あればどうぞ。

A委員

画期的な条例だと思うが、実効性はあるのか。誰が監視して、2千円をもらうのか。警察ではないので無理やり罰金を取れないと思うが、どうするのか。

市（環境政策課）

実効性を確保するために3名の臨時職員を雇い、その内2名は警察OBなので違反者に対する対応については早急にソフトにやっていただける。すでに何人

かから過料を徴収している。しかし、この条例の目的は過料の徴収ではない。千葉市でも間接罰から直接罰に変えたが、ポイ捨てが減ったとのデータもあるので、実効性ではなく、今後計画性をもってやっていきたい。

B委員

喫煙者からの意見がなかったのが残念とあるが、喫煙者を特定してPRをしたのか。

市（環境政策課）

していない。

B委員

おおたかの森のショッピングセンターとか、まだ場所は少ないと思うが、今後喫煙をすると一発レッドカードとなりますとか脅してくれると違うかもしれない。私も少し吸うが、禁止エリアがわからないことがトラブルになることもあると思う。

市（環境政策課）

今後、きちんとエリアを明示して、トラブルにならないように気を付けていきたい。ご理解いただけるように進めていきたい。

B委員

そういう意見があってもおかしくないかなと思って聞いた。

A委員

喫煙者の声が聞こえてこないというのはどういうことなのか。

市（環境政策課）

直接罰方式に変えることについて反対ということはなかった。むしろ、喫煙所を設置し、周知をして欲しいということだった。

A委員

事前質問の回答にあった、パブリックコメントで期待した意見とは何か。また周知方法について聞きたい。

市（環境政策課）

喫煙者からの意見である。

周知方法については、パブリックコメント1ヶ月から3ヶ月前までの周知というのは、駅や、バスのポスター、デジタルサイネージ、広報ながれやま、ホームページ、駅でのチラシ配布、自治会回覧等を行った。

委員長

そろそろ時間なので、次の事業に進む。

次は、「流山市墓地などの経営許可等に関する一部条例改正」である。事業概要説明をお願いしたい。

**オ 流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正（環境政策課）
（伊原課長補佐から事業概要説明）**

委員長

質問どうぞ。

A委員

墓地の問題は、私のようにそろそろ近い年代には関心があることだ。事前質問の回答に身近に感じられない条例とあるが、そうでもないと思う。市に市営霊園があれば、それを利用したいということもあるし、関心が無いと言われると困る。納骨堂についてだが、最近のお墓は色々な形式がある。樹木葬だったり、海洋散布など。樹木葬というのは、市内のどこかであるだろうから、そうしたこともカバーできる条例なのか、また亡くなられた後に火葬場の都合で安置する場所が必要になることもあるということだが、仮安置をやっている業者があるようだ。そうしたものについてカバーできるのか。納骨堂だけに限っているように読み取るが、どうなのか。

市（環境政策課）

墓地を巡るトラブルはまだ流山にはない。そういうことがあると関心を持ってもらう機会に繋がると思う。

樹木葬についてだが、墓地が対象であり、樹木葬も墓地であり対象になる。仮安置場であるが、この条例の対象外となる。

市（環境政策課）

墓地埋葬に関する法律があり、それに基づき自治体が許可を出すということ

になっている。しかし今は、墓地の形態が様々になっており、色々な形がある。法律がまだ追いついていないことも多い。先程の仮安置場については、墓地埋葬に関する法律の対象外ということで難しいのが現実である。我々も他市の事例を研究して、今後考えていくべき事例なのかなとは思っている。

G委員

例えば、墓地等ができる場合に隣接した方の土地の価値が下がるとか、そういうことか。

市（環境政策課）

駅前にお寺があつて隣接した土地いきなり墓地が建設された事例が市外にある。病院の隣に建てるという事例もあった。これまでは、墓地建設業者と協議をするにあたり関連する条例がなかったので、今回の条例の制定により、流山市ではいきなり隣に納骨堂ができるということはなく、事前に説明会や協議を条例で義務づけることになった。

G委員

今回、環境審議会は4本の条例改正について審議しており、さぞ忙しかったのではないかと思うが、委員からはそうした声はなかったか。担当課としては、十分に話し合いができたと思っているか。

市（環境政策課）

喫緊の課題だったので、委員の皆様には多くの時間をいただいてしまったと思っている。

委員長

流山市でこれまでトラブルは無かったからパブリックコメントの意見が少なかったというのは問題である。トラブルを防ぐための話なので、より積極的に広報すべき。身近な問題として捉えてもらうというのが大切である。言葉尻を捉えるようで申し訳ない。

市（環境政策課）

説明が足らなかった。確かに現在はそういう状況だった。今回の改正は標識の設置などもあるが、この条例をよく考えると非常にハードルが高いものだ。納骨堂の規制が強まる内容であり、そのことが一般の方には受け入れられたと認識しているということである。

委員長

それでは、そろそろ時間なので次に参りたい。
市の鳥の制定について進む。

カ 市の鳥の制定（環境政策課）
（遠藤係長から事業概要説明）

委員長

質問ある方お願いします。

C委員

オオタカがどこにいるかは公開していないということを市民は知っているのか。

市（環境政策課）

聞かれたことはないが、非公開にしている。

C委員

非公開にしなければいけないほど、難しい問題ということか。

E委員

飛んでいるのしか見られない。

委員長

アンビバレントな情報である。市の象徴で周知したいのに、公開できないということ。

E委員

野田市のこのとりみみたいなものか。

市（環境政策課）

そもそも市の鳥を制定するきっかけは、つくばエクスプレスができる前から市野谷の周辺にはオオタカが生息しているからということであった。市野谷については駅名、学校名におおたかという名称が使われ、市民にかなり浸透してい

るということだった。そうした意味で、オオタカが貢献しているという側面から市の鳥に制定すべきということになった。

C委員

アンビバレントな情報であるということをきちんと市民に周知すべきかと思う。オオタカは、市の象徴でもあるが、大事にしなければいけないもので、生息地は非公開で守らないといけないということ。

市（環境政策課）

今お配りした周知啓発用パンフレットの一番後ろにはオオタカの保全のため気を付けてもらいたいと記載している。

G委員

子どもは、流山市にはオオタカがいないと思っているはずなので、オオタカがいるということを伝えると喜ぶだろうし、同時に子ども達に森やオオタカを守ろうという気持ちを持ってもらえるはずだ。そうしたことがきっかけで、もっと森の保全に対しても興味を持つだろうし、オオタカは生息しているけれど大事にしないといけないということを理解するはずだ。教育的観点からも周知すべきである。

市（環境政策課）

流山市では、小学4年生がクリーンセンターに見学に来るが、その時に周知啓発用パンフレットでオオタカについても説明している。

E委員

実は、私も市の鳥を決めるためのアンケートに投票している。私もオオタカがいいと投票したが、市の鳥として象徴にすることでみんなが大事にするはずだ。私は、流山市に50年も住んでいるが、昔と比べると森もどんどん減っていき、オオタカがいなくなるのは寂しいなと思っている。保護してもらいたいという気持ちがあった。せつかく駅名もおおたかの森なので、オオタカがいなくなるのは悲しい。

市（環境政策課）

オオタカは、雛を育てる時に少しでも刺激すると雛を放棄したりするので、見に行くことについて私共としては難しい問題である。

今後、オオタカにどのように親しみを持っていただくかは、森の保全と合わせ

て進めていく必要があり、課題であると思う。

F委員

アンケートが沢山集まったと思うが、市としてはどう思っているか。749件もの回答があったとのことだが。

E委員

もっとアンケート件数は多くなると思っていた。アンケート募集期間が短かったと感じている。私もこのアンケートの実施を知っていたが、予定があったりして行かなければと思うほどだった。もう少しアンケート募集期間は長くてもよかった。

G委員

インターネット投票等は考えなかったのか。

市（環境政策課）

行った。

G委員

小学生が12,000人弱いたので、入れたら違ったのではないか。もう少しアンケートの実施についても周知できたのではないか。

D委員

鳥だと、野田市のこのとりのイメージを持っていて、みんな近づけると思うが、オオタカは猛禽類なので違うという認識を子ども達にも持たせないといけない。私達も何気なく周囲の人に話をすれば、噂はわっと広まり、人が集まると大変だという認識を持たないといけないと思う。

子ども達には、市の方できちんこのパンフレットを渡す時に説明いただいていると思う。

E委員

守ることや、生息地を言えないことをPRすべきと思う。

委員長

それでは時間になったので、ありがとうございました。

では、その他の議題について事務局から説明する。

事務局

評価シートについては、5月28日までに電子データ等で送付いただきたい。
次回6月4日の市民参加推進委員会は、流山市役所第二庁舎305会議室で行う。

委員長

会議録の名前については、公表時は「委員」という形でふせる。

事務局

今回のヒアリングの事前質問は、22日までの提出で良かったか。

事務局

22日の午前中まででお願いしたい。

委員長

それでは終わりにしたい。お疲れ様でした。